

岩手県告示第909号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として指定する。

平成30年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定する区域 一関市山目町二丁目571番の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、シスー・ニージクロロエチレン及びクロロエチレン
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 4 法第7条第3項に規定する指示措置の内容 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。